

別表2 資格・免許による受験資格及び免除の範囲

免許職種 (関係する法令)	受験資格 (下記免許等を有する者)	免除の範囲			
		実試験	指 導 方 法	学 科 試 験	
				系基礎 学 科	専 攻 学 科
溶接科 (ボイラー及び圧力容器安全規則)	特別ボイラー溶接士	○		○	○
電子科 (電波法)	第1級陸上無線技術士	○		○	○
自動車整備科 (自動車整備士技能検定規則)	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級四輪自動車整備士 1級二輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級三輪自動車整備士 2級二輪自動車整備士	○		○	○
自動車車体整備科 (自動車整備士技能検定規則)	自動車車体整備士	○		○	○
航空機整備科 (航空法)	一等航空整備士 二等航空整備士 航空工場整備士 (航空従事者技能証明書)	○		○	○
測量科 (測量法)	測量士	○		○	○
ボイラー科 (ボイラー及び圧力容器安全規則) (電気事業法)	特級ボイラー技士 ボイラー・タービン主任技術者	○		○	○
電気通信科 (電波法)	第1級総合無線通信士	○		○	○
臨床検査科 (医師法) (歯科医師法) (獣医師法)	医師国家試験の合格者 歯科医師国家試験の合格者 獣医師国家試験の合格者	○		○	○
事務科 (公認会計士法) (税理士法)	公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験の合格者 公認会計士試験第2次試験の合格者 公認会計士試験第3次試験の合格者 税理士試験の合格者	○		○	○
介護サービス科 (児童福祉法) (社会福祉士及び介護福祉士法) (保健師助産師看護師法) (教育職員免許法) (理学療法士及び作業療法士法) (精神保健福祉士法) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	保育士(※) かつ (※) 保健師 助産師 看護師 准看護師(※) 養護教諭(※) または (※) 理学療法士(※) 作業療法士(※) 社会福祉士(※) 介護福祉士 精神保健福祉士(※) 保育教諭(※) かつ (※) (※)…介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する (※)…介護福祉士実務者研修を修了	○		○	○
港湾荷役科 (労働安全衛生法) (道路交通法)	以下のすべてを有する者 (船内荷役作業主任者技能講習の修了証 大型特殊自動車免許 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証 玉掛け技能講習の修了証)	○		○	○

注 ① ○印は、試験免除範囲です。

② この区分で受験資格を申請する場合は、合格を証する書面(写)等が必要です。